

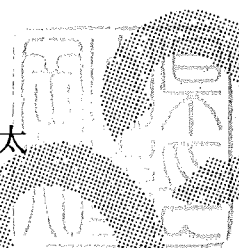
産業廃棄物処理施設設置許可証

令和3年3月1日

住所 岡山県赤磐市山手46番地
名称 エスク岡山株式会社
代表取締役 北村 猛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太

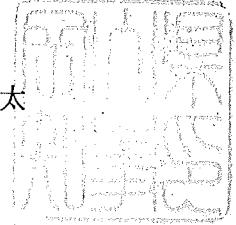


許可の年月日	令和3年3月1日	許可番号	第2-(14-八)-2号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類 産業廃棄物の最終処分場(管理型) 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず、がれき類(これらのうち自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)、廃石綿等 以上9種類		
設置場所	赤磐市山手字奥田29番2、29番3、29番4、29番5、同字河内30番1、40番1、同字御山口41番、同字大坂42番、43番、同字才門堂371番2、同字四ツ角372番1、372番2		
処理能力	埋立面積 埋立容量	16,489m ² 239,826m ³	
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

令和 2 年 9 月 9 日付けで申請の産業廃棄物処理施設の設置については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定により許可します。

令和 3 年 3 月 1 日

岡山県知事 伊原木 隆太



記

1 許可番号 第 2 - (14 - 八) - 2 号

2 処理施設の種別及び能力

(1) 処理施設の種別

産業廃棄物の最終処分場（管理型）

(2) 処理施設の能力

埋立面積 16,489m²

埋立容量 239,826m³

3 処理する産業廃棄物の種別

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類（これらのうち自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃石綿等 以上 9 種別

4 処理施設の設置場所

赤磐市山手字奥田 29 番 2、29 番 3、29 番 4、29 番 5、同字河内 30 番 1、40 番 1、同字御山口 41 番、同字大坂 42 番、43 番、同字才門堂 371 番 2、同字四ツ角 372 番 1、372 番 2

5 許可の条件

なし

（教示）

- この処分について不服があるときは、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に環境大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、正当な理由があるときを除き、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。この場合は、岡山県を被告として（訴訟において岡山県を代表する者は岡山県知事）、提起することとなります。ただし、正当な理由があるときを除き、この処分があった日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。